

平成30年9月理事会議事録

- 1 開催日時 平成30年9月28日（金） 15時02分 ～ 16時00分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- | | |
|-------------------|---------|
| 理 事 長 | 伊 藤 文 郎 |
| 専 務 理 事 | 三 好 昌 武 |
| 公 益 代 表 理 事 | 清 谷 哲 朗 |
| 同 | 築 瀬 博 章 |
| 保 険 者 代 表 理 事 | 高 橋 直 人 |
| 同 | 鳥 海 孝 治 |
| 同 | 長 尾 健 男 |
| 同 | 鈴 木 茂 明 |
| 被 保 険 者 代 表 理 事 | 吉 田 直 浩 |
| 同 | 伊 藤 彰 久 |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 松 本 吉 郎 |
| 同 | 松 本 純 一 |
| 同 | 牧 野 利 彦 |
| 公 益 代 表 監 事 | 木 内 充 |
| 保 険 者 代 表 監 事 | 内 田 好 宣 |
| 被 保 険 者 代 表 監 事 | 田 中 伸 一 |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰 |
| 常 任 顧 問 | 助 川 正 博 |
| 参 与 | 安 部 好 弘 |
- 4 議 題
- 1 議 事
平成30年8月理事会議事録の公表(案)
 - 2 報告事項
 - (1) 役員選任の認可
 - (2) 参与の選任
 - (3) 審査事務の集約に向けた実証テストの実施に係る
中間報告
 - (4) 平成30年7月豪雨に伴う被災医療機関等の概算請求
状況（7月診療分に係る確定状況）
 - (5) 第19次審査情報提供（医科）
 - (6) 長崎支部監事監査結果報告

3 定例報告

- (1) 平成30年7月審査分の審査状況
- (2) 平成30年9月審査分の特別審査委員会取扱状況

4 その他

5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

議事録署名者を鳥海理事、伊藤理事にお願いする。

本日の理事会は被保険者代表の木暮理事、木村理事及び診療担当者代表の中川理事が欠席である。

この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、13名の出席を確認したので、支払基金定款第21条第1項に規定する定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

本日は、議題に入る前に「平成30年9月の台風21号及び北海道胆振東部地震に伴う医療機関等からの概算請求状況」について報告する。

台風21号に伴う8月診療分の概算による診療報酬請求の届出書は提出されていない。北海道胆振東部地震については概算により数医療機関が請求している状況である。

8月診療分に係る「概算支払額」及び「保険者の按分後の請求額」は、10月初旬に決定するので、10月の理事会で報告する。

なお、平成30年7月豪雨に伴う7月診療分に係る概算請求状況は、後ほど事務局から報告する。

(理事長)

それでは、議題に入る。

議事の「平成30年8月理事会議事録の公表(案)」についてお諮りする。

平成30年8月理事会議事録については、事前に各理事に確認いただいた上で議事録署名者に署名をいただいていることから、原案どおり支払基金ホームページにて公表してよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認める。

議決いただいた議事録については、速やかに支払基金ホームページに公表することとする。

次に、報告事項(1)「役員選任の認可」について報告する。

前回の理事会において、公益代表理事の選任について議決をいただき、厚生労働大臣に認可申請していたところ、本年9月5日付けをもって認可を受けたので報告する。

それでは、就任する公益代表理事から一言挨拶をいただくことにする。

(就任理事挨拶)

(理事長)

次に、現在実施している役員の公募状況について報告する。

7月の理事会で役員公募のスケジュール等をお示ししたが、その後8月10日から募集を開始し、9月12日に募集を締め切った。

理事3ポストに対し7名、監事1ポストに対し4名という応募状況である。

今後、選考委員会で各ポストの候補者1名を決定し、10月理事会に提示するスケジュールであると事務局から報告を受けている。

次に、報告事項(2)「参与の選任」について報告する。

先般の厚生労働省の人事異動により、社会・援護局保護課長に就任された矢田貝泰之氏及び保険局高齢者医療課長に就任された込山愛郎氏を参与に選任したので報告する。

次に、報告事項(3)「審査事務の集約に向けた実証テストの実施に係る中間報告」及び報告事項(4)「平成30年7月豪雨に伴う被災医療機関等の概算請求状況(7月診療分に係る確定状況)」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「審査事務の集約に向けた実証テストの実施に係る中間報告」について、その目的、実施支部(第1組目は宮城支部と福島支部間、第2組目は福岡支部と佐賀支部・熊本支部間)、実施期間(第1組目は6月8日から8月9日、第2組目は7月10日から9月7日)、実施内容及びその結果を説明。

「平成30年7月豪雨に伴う被災医療機関等の概算請求状況(7月診療分に係る確定状況)」について、7月診療分に係る被災医療機関等の概算支払額確定状況、被災に係る診療報酬等の按分による概算請求額確定状況及び医療機関等からの未確定レセプト受付状況を説明。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(診療担当者代表理事)

こちらの実証テストの実施記録という資料の4ページに「第2組目につい

では期間内に審査事務を完了させることができなかつた」とあるが、第1組目と第2組目の違いはどこにあるのか。

1点目として人間的な問題なのかどうかと、2点目として資料5ページの審査委員と職員の連携のところ、レセプト画面の表示で少し時間を要したとあるが、これは何か改善の余地があるのかどうかを教えてください。

(事務局)

第2組目の熊本支部で審査事務が遅れたのは、審査事務担当者の進捗状況を管理職が把握し切れていなかったのが原因である。

通常の処理の時でも、そういったことは稀にあるが、いつもと違う環境で審査事務を行ったことで、その事象が発生したものとする。

もう一つの質問については、現在のシステムでは排他制御がかかっており、1枚のレセプトを同時に複数人で見ることはできないため、この事象が発生している。最終的にはシステム改修で対応は可能と考えている。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(参与)

資料2ページの一番上の行に「福島支部職員55名のうち、福島支部勤務が16名、宮城支部勤務が39名」とあり、同じく資料2ページの中段に「福島支部で受付業務を行った職員数が継続雇用職員と臨時職員を含めて20名」とあって、これは福島支部勤務が16名に継続雇用職員と臨時職員を加えて20名で受付業務を行ったと理解できるのだが、佐賀支部の場合、テスト期間中に佐賀支部で勤務をした職員が12名に対して、受付業務を行った職員が臨時職員を含んで7名と少ない人数である。熊本支部の場合も同様に少ない人数となっており、福島と九州で人数のバランスが違う気がするのだが、これは何か理由があるのか。

(事務局)

第1組目は初めての実施であり、全所体制で取り組んだが、第2組目はどの程度の作業量かを勘案して少し人数を制限して受付業務を行ったというのが現状である。

(参与)

そうすると、実際の作業量というのは第2組目のイメージというか、少しずつ人数を調整しながら、作業量を把握していくという理解でよろしいか。

(事務局)

そうである。まず、集約支部に送る作業がこれまで無かった仕事なので、そこを踏まえて第1組目は人数の割振りをし、第2組目は第1組目の結果を踏まえて、ある程度の適正な業務量が把握できたということである。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(被保険者代表理事)

今回の資料は実施記録ということで、実際にテストしたことが淡々と書かれているというように理解した。今後のことだが、規制改革推進会議から何か報告を求められていくというようなスケジュールがあるのか。あるとすれば、それはどのような報告をしていくのか。

先ほどの話では、第3組が終了した後、課題等を整理していくということだが、もしそうであれば、年が明ける頃に検証結果がまとまると思うのだが、その辺りのスケジュールと今後の基金の対応について教えていただきたい。

(事務局)

現時点での状況を申し上げますと、規制改革推進会議については、これまでも基金改革についてずっとフォローアップを続けていて、定期的に会議が開催され、ヒアリングを受けているところである。

ここで中間報告が何らかの形で基金から行われるということは、規制改革推進会議側も承知しているので、いずれ近いうちに声がかかることは想定している。

その後についてどう進めるかは、これからの第3組の結果も踏まえて考えていくことになるが、年内の最終報告は、特段の問題がなければ私どもが出していくということになるので、それをどのように公表していくかというのは、これから調整したいと考えている。

(被保険者代表理事)

近々にはまずは規制改革推進会議に呼ばれ、12月中には最終報告するということだが、基金としてこの実証テストで何ができたのかと、どのような対応をしたのかについてはこの資料で分かるが、この実証テストをどのように評価していくのかという視点も必要になってくると思う。近々にも行われるという規制改革推進会議で、どのような説明をするのかということも重要だと思うので、今回はこういう淡々と書かれた実施記録の資料ではあるが、課題を整理して、理事会の場でどのように進めていくか議論す

る必要があると考える。

(事務局)

今回このような形でとりまとめをした趣旨というのは、まだ実証テストが第1組、第2組が終了した状況で、第1組は1対1、第2組は2対1で実施し、3対1となる第3組目の大阪と京都・奈良・滋賀間のテストはこれからということで、基本的に1セットが終わっていないということがある。

それから、第1組、第2組についても終わったばかりの状況で、現段階で何か評価するというのは困難であり、現時点で規制改革推進会議のヒアリングがあった場合は、まずはこの資料を提出して報告していくものと考えている。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(被保険者代表理事)

説明の中で気になったところがあって、公表するという言葉が出たのだが、どのレベルの公表をされる予定なのか教えていただきたい。というのも、これが世間に出ることによって何か数字的な結果もよく分からないのに、これが一人歩きするのではないかと不安に思ったので、そのところだけははっきりさせておいた方がいいと考える。

(事務局)

9月中に中間報告を行うということで、この理事会で確認をさせていただき、9月の営業日は本日が最後で、今日中に公表ということは難しいが、ホームページなどで基本的には世間に見える形にしなければいけないと考えている。

また、厚生労働省にも提出する必要があると思うので、それを来週の半ばぐらいまでには、行わなければならないと考えている。

(被保険者代表理事)

解釈としては、何かしらこの形のものが、広く一般に出るというイメージでよろしいのか。

(事務局)

私どものホームページで世間に見える形にはしなければならないと考えている。

(診療担当者代表理事)

この資料を見ていると、淡々と実施して特に何も問題がなかったように、どうしても読めてしまう。本当に問題がなかったのかと聞きたくなる気持ちにもなるのだが、実際のところ何も問題がなかったのか。

(専務理事)

一見そのように読めてしまうところも多々あるかと思うが、内容的には、支払基金が将来的に審査事務を集約するとした場合の問題点を記載させていただいた。

例えば、審査の質をどのように担保するかという点では、審査委員の先生方と私ども事務職員との連携が円滑にいかないことが露呈した。

これを、どのようにICTを使って改善できるのか、あるいは47都道府県に支払基金がある現状の中で審査するのと、その比較優位性をどのように考えるのかは一つの課題かと思う。

それから、経済的な観点で申し上げれば、支部を集約しているわけなので、集約支部を中心にして様々なことをテストしたかったのだが、現実的には、例えば再審査の紙レセプトがテスト支部に送られてきて、結果としてテスト支部から集約支部へ転送することになり、日数的にも経済的にも負荷がかかった。そういった点をどのように考えていくのかも課題であると思う。

また、これは保険者の皆様にお願いをしていかなければならない事例だと思うが、いわゆる紙の請求関係帳票に関して、システムから帳票データをダウンロードしていただくようお願いしていたが、それは叶わなかった。つまり、その分だけコストアップになっている。

これらを踏まえて、第3組を実施した上で、どのような判断が我々としてできるのか、厚生労働省とともに考えながら、最終報告書をまとめてまいりたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

審査の正当性の辺りがどのくらい担保できているかということについては、保険者から返戻が増えるか減るか、変わらないのかという実証までしてからでないと、なかなか評価できないと思う。

もう少し時間をかけて検討していった方がいいのではないかと考えるので、意見として言わせていただく。

(保険者代表理事)

はっきり申し上げるが、保険者の返戻が多いというのは、今回集約した結果の話ではなくて、もともと紙レセプトがあるという話であって、それ

がたまたま一緒に出てしまったということである。つまり、今回の集約の話と関係ない話であり、それを問題視するのは間違っている。

それから、書きぶりの問題だが、例えば資料の4ページに「熊本支部分は予定した期間内に完了できなかった」と記載されているが、これも普段からあるわけで集約に関係する問題ではない。事務処理を行う場合、何かしらの要因があれば遅れることもある。要するに、こういうものは問題ではないわけで、事実として淡々と書くのはいいが、どうしてもいいようなことと、本質的に問題があることとはきちんと分けて書かないと、読む側に誤解を与えるので、そこは十分気をつけていただきたいと思う。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(被保険者代表理事)

公表するのであれば、淡々と書かれたこの実施記録を出すよりも、先ほど話があったように課題認識の辺りを書いておいた方がいいのではと思う。意見として言わせていただく。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(保険者代表理事)

現段階では事実がどうであったかを記載することに意味があるとするならば、あいまいな価値観や判断というものは、一旦この時点では排除した上で、少なくとも第3組目のテストが終了してからまとめた方が良いと思う。

したがって、今は想定でここは課題ではないか、ということに記載する段階ではない。さらに先ほども指摘があったが、実証テストでの事象なのか、通常業務でも起きている事象なのかを峻別しないと、それこそ議論の目的と手段が混同してしまいかねないと思う。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(診療担当者代表理事)

この資料は実施した業務を淡々と書かれたものと理解したが、審査委員からは何も意見は出なかったのか。

今回テスト支部という名前を初めて聞いたような気がするし、被集約支部であったり、その前はリエゾン支部だったり、名前がいつ、どうして

変わったのかは分からないが、そのテスト支部の審査委員にとって、今までと何も変わりがなかったのかというような意見の聴取もしていただきたい。

(診療担当者代表理事)

審査委員と職員の連携のところが一番大事なところであって、ここがきちんとできなければ一番問題になる。前回も話したが、審査は審査委員1人に対して職員1人が付いて行っているわけではない。実際は審査委員1人に対し複数の職員、あるいは複数の審査委員と複数の職員で行っている。そこを考えると、簡単に1枚のレセプトを同時に審査委員1人と職員1人で見ることができないという話では済まない問題である。実際の審査はご存知ないかもしれないが、複数の審査委員と複数の職員で行っている。その辺りをしっかりと実証していただきたい。

(専務理事)

本日の各理事からのご意見と、それから大阪支部で実証する第3組においては審査委員の先生方にしっかりとヒアリングさせていただきながら、最終報告書を取りまとめたいと思う。

(診療担当者代表理事)

前回の理事会で、幹事会については問題になりようがないと話したが、実際にテストしたのであれば、審査委員がどう考えたのかというのと同じように、幹事会でどのような話題になったのかという部分が、今後は必要になってくるものと考えます。

(被保険者代表理事)

7ページの職員の通勤形態のところ「通勤困難者には宿舍等を貸与」とあるが、時間外労働や衛生面での問題などもきちんと把握し、留意しながら、集約を行っていただきたい。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

これは中間報告なので、その点をご理解いただきたいと思う。

それでは、次に移らせていただく。

報告事項(5)「第19次審査情報提供(医科)」について事務局から報告す

る。

-----事務局から資料説明-----

第19次審査情報提供（医科）について、新たに情報提供する医薬品5事例を説明。

（理事長）

本件について、質疑・意見等があれば承る。

（質疑・意見等なし）

次に、報告事項(6)「長崎支部監事監査結果報告」について事務局から報告する。

（公益代表監事）

長崎支部監事監査結果について報告する。

9月6日に監事監査を行い、監査総評としてはおおむね適切に業務が実施されているものと認められた。

庶務・経理関係では、重要書類の保管・廃棄が適切に行われるよう、保管の基準や場所について検討する必要がある。

また、建物のマスターキーの管理も、台帳により適切に行ってもらいたいと考える。

さらに、外部の業者への委託に関しては、契約の適正性が確保できるよう、内部でのチェックや決裁について改善が必要である。

経理関係業務については、効率化に向けて具体的な検討を進めていただきたい。

業務・審査関係では、職員の経験や実績に応じた審査事務分担など、新しい取組を行っているが、PDCAサイクルを活用して分析や見える化を図るなど、審査事務のレベルアップに努めてもらいたいと考える。

一方、事務処理誤りについては少なからず発生しており、再発防止に向けて原因を深掘りする必要がある。

最後に、医療顧問をはじめ、保険者・医療機関との接点強化に取り組んでおり、引き続き審査に対する理解を深める働きかけを行ってもらいたいと考える。

（理事長）

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(1)「平成30年7月審査分の審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

平成30年7月審査分の審査状況を報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

次に、定例報告(2)「平成30年9月審査分の特別審査委員会取扱状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

平成30年9月審査分の特別審査委員会取扱状況及び特別審査委員会の対象レセプトに係る請求点数の引下げの実施予定について報告。

(理事長)

本件について、質疑・意見等があれば承る。

(保険者代表理事)

スライドの30ページ以降の特別審査の状況については、この雛形で公表しているのか。

(事務局)

そのとおりである。

(保険者代表理事)

こういう雛形で出すというのは、ずっと昔からか。

(事務局)

はい。この雛形で、この後の記者会見でも発表している。

(保険者代表理事)

スライド30ページの疾患別の分類についてだが、割と大きく分類されているので、これだと意味があるのかどうか。当初はこの分類の仕方でいいのか議論にはならなかったのか。

(事務局)

議論があったかどうかは把握していないが、当初からこの雛形でスタートしていると思う。

(理事長)

他に、質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

最後に「その他」であるが、事務局からは特に提案することはない。皆様方の中で、何か質疑・意見等があれば承る。

(質疑・意見等なし)

それでは、本日の理事会を閉会する。次回の理事会は、10月29日（月）午後3時から、この場所で開催する。

平成30年9月28日

理 事 長 伊 藤 文 郎

保 險 者 代 表 理 事 鳥 海 孝 治

被 保 險 者 代 表 理 事 伊 藤 彰 久